

令和2年4月1日
監 査 室

令和2年度内部監査計画

1. 監査方針

(1) 基本方針

名古屋大学は2018年3月に「指定国立大学法人」の指定を受け、2020年4月には岐阜大学と名古屋大学が法人統合することで「国立大学法人東海国立大学機構」（以下、「機構」という。）が設立されました。これらの施策の実施が各部署において日常業務と並行して着実に果たされていかなければなりません。

2004年の国立大学法人化以降、運営費交付金は総額で10数%減になり、大学の基盤的経費となる人件費並びに部局への物件費の配分を持続的に減らさざるを得ない状況にあります。限られた資源の中で、効率的な日常業務が行われることが求められています。

また、機構の設立によって組織が拡大されたことを踏まえ、自らの監査体制を見直すとともに、組織内における内部統制システムの機能状況について確認し、組織間の連携が確保されているかについての視点から監査を実施します。

(2) 重点監査事項

- 統制とプロセスの有効性と効率性の向上
- コンプライアンス等の監視・検証
- コスト縮減の取組状況
- 職務執行の適法性および妥当性
- 既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

2. 実施計画

(1) 個別監査項目

【統制とプロセスの有効性と効率性の向上】

①競争的資金等の監査

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」では、研究機関の責任において不正が起きにくい環境を構築し、運営・管理することが重要であるとされているため、競争的資金等の監査として会計処理状況のサンプリング調査を行い、事務処理手続き及び研究費執行の妥当性を検証する。

②業者との取引状況の検証

名古屋大学において平成29年3月9日付けで公表した「公的研究費等の不適切な会計処理に関する調査結果について」を踏まえ、業者との癒着防止の観点で、業者に対する支出内容のモニタリングを行い、必要に応じ調達理由を確認するとともに、発注者へヒアリングを実施する。

③固定資産等の管理状況の検証

固定資産等の適正な管理、保管を図ることを目的とし、その管理状況等の検証を行う。

④旅費及び謝金支出に関する検証

カラ出張、カラ謝金は研究費不正使用の代表的な手段であり、現在においても様々な機関で研究費不正使用として取り上げられている。書類上では全ての研究費不正使用の発見は困難であり、支払先等へ直接確認する等の手法により、支出の妥当性を検証する。併せて、支出に関するフロー等についても確認をする。

【コンプライアンス等の監視・検証】

⑤法人文書の管理状況

公文書等の管理に関する法律及び関係法令等の趣旨を踏まえ、国民への説明責任及び適切な文書管理を十分に保全する観点から、機構における法人文書の管理状況について調査する。

⑥個人情報の保護及び管理状況

個人情報保護法の目的は、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

それを踏まえ、今回の監査では、機構が保有する個人情報等の適切な管理を検証するため、機構の定める各規程等に基づき機構が保有する個人情報の管理状況について、適切性、十分性及び有効性の観点から監査を実施し、個人情報保護の継続的改善に資することを目的として実施する。

⑦学外設置施設における管理状況等の検証

主たるキャンパス外に設置されている観測施設等において、安全に配慮した管理がされているかを現地確認により検証する。また、必要に応じて物品の納品検収状況等が適切に行われているかについて関係者にヒアリングを実施する。

⑧附属学校のリスクマネジメントに係る実態の検証

昨今、全国の学校機関で起こっている災害による設備の倒壊、体罰、いじめ等の問題が報道されている。こういった問題には学校特有のリスクが含まれてお

り、附属学校においてこれらリスクを最小限化すべく適切なリスクマネジメント（リスクの把握、分析等）が行われているかを現場確認及びヒアリングにて検証を行う。

【コスト縮減の取組状況】

⑨入札及び契約の適正化

入札及び契約の適正化については、「随意契約の適正化について」（平成18年11月2日文科科学省通知）や「独立行政法人等における契約の適正化について及び一般競争契約における一者応札・応募についての改善方策等について」（平成21年7月16日付文科科学省通知）等において、独立行政法人等における一般競争入札の徹底、随意契約の一層の適正化を図るとともに一者応札・応募となった契約を精査し、応募者を増やすための改善方策を検討し、公表するよう要請されている。

については文科科学省通知の趣旨を踏まえ、機構における契約手続きの公平性、透明性及び競争性の確保の観点から、随意契約の状況、一者応札・応募に係る改善方策の実施状況、調達情報（一般競争・随意契約）の公表状況等について調査する。

【職務執行の適法性および妥当性】

⑩非常勤職員に係る勤務実態等の検証

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」では、「非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、研究室任せにならないよう、事務部門が採用時や定期的に、面談や勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の確認等を行うことが必要である。」とされている。

本監査では、無作為に抽出した非常勤職員を対象に直接ヒアリングを行い、勤務実態、還流行為の存在等について検証を行うとともに、雇用担当事務職員を対象に雇用手続きについてのヒアリングを行い、研究費等の不正使用防止のための対策が有効に機能しているかを確認する。

【その他】

⑪その他臨時で必要と認められる監査

⑫既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

(2) 監査スケジュール

個別監査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①競争的資金等の監査						←→						
②業者との取引状況の検証						←→						
③固定資産等の管理状況の検証									←→			
④旅費及び謝金支出に関する検証				←→								
⑤法人文書の管理状況					←→							
⑥個人情報の保護及び管理状況								←→				
⑦学外設置施設における管理状況等の検証				←→								
⑧附属学校のリスクマネジメントに係る実態の検証				←→								
⑨入札及び契約の適正化				←→								
⑩非常勤職員に係る勤務実態等の検証			←→									
⑪その他臨時で必要と認められる監査	←→											
⑫既監査での是正・改善事項等のフォローアップ	←→											

上記の日程を目安に具体的な監査内容については内部監査実施計画書に定める。

3. 監査の方法

監査は、書面監査又は実地検査により行う。なお、監査責任者及び監査担当者は、監事及び会計監査人と連携し、効率的かつ効果的な監査を実施する。

4. 監査の結果

監査責任者は、監査終了後速やかに監査報告書を作成し、機構長に報告する。